

○伊予市なかやま野外音楽広場条例

平成 19 年 3 月 26 日条例第 4 号

改正

平成 22 年 12 月 24 日条例第 57 号

令和元年 7 月 11 日条例第 9 号

伊予市なかやま野外音楽広場条例

伊予市なかやま野外音楽広場条例（平成 17 年伊予市条例第 126 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 市民が良好な自然の中で優れた芸術、文化を享受するとともにレクリエーションの場及び都市住民との交流の場としてなかやま野外音楽広場（以下「音楽広場」という。）を設置する。

（位置）

第 2 条 音楽広場の位置は、伊予市中山町中山戊 734 番地とする。

（管理）

第 3 条 音楽広場の管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（効率的運用）

第 4 条 指定管理者は、音楽広場を常に良好な状態で管理し、その設置目的に応じ最も効率的に運用しなければならない。

（業務）

第 5 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 音楽広場の運営及び維持管理に関する業務
- （2） 音楽広場の利用許可に関する業務
- （3） 前 2 号に掲げるもののほか、第 1 条に掲げる設置目的を達成するために必要な業務

（開場時間）

第 6 条 音楽広場の開場時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、市長の承認を得て開場時間を変更することができる。

（休場日）

第7条 音楽広場の休場日は、12月28日から翌年1月4日までとする。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、市長の承認を得て休場日を変更することができる。

(利用の許可)

第8条 音楽広場を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

3 第1項の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者の指示した事項に留意し、常に善良な利用者としての注意をもって利用しなければならない。

(利用許可の取消し等)

第9条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。音楽広場の管理運営上やむを得ない理由があるときも、また同様とする。

(1) この条例に違反し、又は指定管理者の指示に従わないとき。

(2) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。

(3) 利用の許可条件に違反したとき。

(遵守事項)

第10条 指定管理者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 音楽広場を第1条に掲げる設置目的外に利用させ、又はその権利を譲渡若しくは転貸しないこと。

(2) 音楽広場の模様替えをし、又は増築しないこと。ただし、市長の承認を得たときはこの限りでない。

(利用料金)

第11条 利用者は、音楽広場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。ただし、指定管理者が特に必要と認めたときは、この限りでない。

2 利用料金は、別表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 市長は、法第244条の2第8項の規定に基づき、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、音楽広場の設置目的に従って利用する場合で、特に必要があると認めるときは、規則で定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第13条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が、特別の理由があると認めるときは、規則で定める基準により、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償等)

第14条 市長は、利用者が故意又は過失により、施設及び設備を損傷し、又は滅失させたときは、原状回復又は損害賠償を命じることができる。

2 市長は、利用者の責めに帰すことができない特別の事情があると認めたときは、前項の規定による賠償額の全部又は一部を免除することができる。

3 指定管理者は、利用許可の取消し等によって利用者が受けた損害については、その責めを負わない。

(指定管理者不在期間の読替え等)

第15条 第3条の規定にかかわらず、市長が伊予市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年伊予市条例第197号）第10条の規定により指定管理者の指定を取り消し又は業務の停止を命じた場合その他指定管理者に管理を行わせることが困難となった場合は、当該停止の期間又は新たに指定管理者が指定されるまでの間（以下「指定管理者不在期間」という。）における第6条から第9条まで、第11条第1項、第12条から第14条まで及び別表の規定の適用については、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第6条ただし書及び第7条ただし書中「必要と認めたときは、市長の承認を得て」とあるのは「必要と認めたときは、」と、第11条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第1項中「音楽広場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「別表に定める音楽広場の利用に係る料金（以下「使用料」という。）」と、第12条（見出しを含む。）、第13条（見出しを含む。）及び別表中「利用料金」とあるのは「使用料」とし、第3条から第5条まで、第10条並びに第11条第2項及び第3項の規定は適用しない。

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(指定管理者不在期間の使用料)

- 2 市長は、指定管理者不在期間においては、指定管理者が不在となる直前の第 11 条第 2 項の承認に係る利用料金を使用料として、利用者から徴収することができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日の前日までに、改正前の伊予市なかやま野外音楽広場条例（以下「改正前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 改正前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年 12 月 24 日条例第 57 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前までに、改正前の伊予市なかやま野外音楽広場条例（以下「改正前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の日前までに、改正前の条例の規定により課した、又は課すべきであった利用料金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年 7 月 11 日条例第 9 号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(伊予市なかやま野外音楽広場条例の一部改正に伴う経過措置)

- 11 第 9 条の規定による改正後の伊予市なかやま野外音楽広場条例別表の規定は、施行日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

別表（第 11 条関係）

1 音楽広場

施設名	使用者	利用料金（円）		
		8時30分から 12時まで	12時から 17時まで	17時から 22時まで
ステージ	市内	3,260	4,590	4,590
	市外	3,870	5,500	5,500

備考

- 1 利用者が、入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合は、次の算式に基づき算定した割増利用料金を徴収する。

$$\text{割増利用料金} = \text{利用料金} \times 1.0$$

- 2 利用許可時間を超過した場合は、次の算式に基づき算定した超過利用料金を徴収する。ただし、超過時間が1時間未満のときは1時間とし、超過時間に1時間未満の端数があるときはこれを切り上げるものとする。

$$\text{超過利用料金} = \left(\left(\text{利用料金} + \text{割増利用料金} \right) / \text{利用許可時間} \right) \times 1.3 \times \text{超過時間}$$

- 3 割増利用料金又は超過利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 設備

設備名	利用料金（円）		
	8時30分から 12時まで	12時から 17時まで	17時から 22時まで
照明	1,600	1,600	2,670
音響	2,670	2,670	4,280

備考

- 1 利用者が、入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合は、次の算式に基づき算定した割増利用料金を徴収する。

$$\text{割増利用料金} = \text{利用料金} \times 1.0$$

- 2 照明及び音響設備の設置又は調節並びに操作に係る料金は、利用者の負担とする。

- 3 利用許可時間を超過した場合は、次の算式に基づき算定した超過利用料金を徴収する。ただし、超過時間が1時間未満のときは1時間とし、超過時間に1時間未満の端数があるときはこれを切り上げるものとする。

$$\text{超過利用料金} = \left(\left(\text{利用料金} + \text{割増利用料金} \right) \div \text{利用許可時間} \right) \times 1.3 \times \text{超過時間}$$

- 4 割増利用料金又は超過利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。